○中国地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安来市吉佐町字町通り三〇四番三から同市吉佐町字河原崎一一三九番六まで	前	一〇・七八～一六・〇六（メートル）	〇・一九九（キロメートル）	
	後	一〇・八〇～九六・〇五（メートル）	〇・一九九（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八三一番一から松江市玉湯町布志名四八二番三まで	前	B A 九・〇〇～七七・九〇〇（メートル）	一一二・一一六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・〇〇～七七・九〇〇（メートル）	一一二・一一六（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A 二四・一三～六〇・九六（メートル）	四・一二三（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二四・一三～六〇・九六 四七・五八～六〇・八二（メートル）	四・一二三 〇・二九九（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

一月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

灯油・ガソリン価格の高騰に関する質問主意書（木村太郎提出）

学生の就職難に関する質問主意書（馳浩提出）

メドベージェフ・ロシア大統領が提唱しているいわゆる北方領土自由貿易圏に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

質問主意書提出

一月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱に関する質問主意書（宇都隆史提出）（第三一号）

諫早湾干拓事業訴訟の上訴放棄に関する質問主意書（秋野公造提出）（第三二号）

子ども手当における地方負担をめぐる混乱に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三三号）

児童福祉施設最低基準の見直しに関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三四号）

菅直人総理大臣の答弁に関する質問主意書（宇都隆史提出）（第三五号）

菅首相の施政方針演説に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第三六号）

勲章受章者の官民格差是正に向けた取組に関する質問主意書（加藤修一提出）（第三七号）

自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第三八号）

質問主意書転送

一月三十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

外国人技能実習制度の見直しに関する質問主意書（岩城光英提出）（第二〇号）

建設現場の足場からの墜落事故に関する質問主意書（岩城光英提出）（第二一号）

朝鮮学校無償化審査の手続き停止に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二二号）

閣僚の国会答弁に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二三号）

朝鮮学校無償化手続き停止の法的根拠などに関する質問主意書（義家弘介提出）（第二四号）

朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問主意書（義家弘介提出）（第二五号）

北朝鮮による韓国砲撃事件と朝鮮総連及び朝鮮学校の関係に関する質問主意書（義家弘介提出）（第二六号）

朝鮮学校無償化手続き再開の条件に関する質問主意書（義家弘介提出）（第二七号）

緊急避妊剤（モーニングアフターピル）に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二八号）

電磁波に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第二九号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣海江田万里海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月二十八日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣海江田万里帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月三十日）

法務省

（中部地方更生保護委員会委員長）地方更生保護委員会委員　松田　慎一

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成二十三年一月三十一日限り退職（中部地方更生保護委員会委員）　釋　俊二

同　辞職を承認する　伊藤　眞

今田　幸子

佐々木かをり

山根　香織

法制審議会委員に任命する（各通）

次長検事　小津　博司

法制審議会委員に併任する（以上一月三十一日）

外務省

（国際連合日本政府代表部参事官（公使））外務事務官　宮島　昭夫

大臣官房参事官に転任させる

総合外交政策局に併任する（一月三十一日）